



事務連絡
平成20年9月8日

北海道 畜産主務課 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）が別添のとおり平成20年9月8日付けをもって公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記の通りであるので、薬事監視及び指導の参考としてください。

記

1. 改正の内容

今般、トルトラズリルを有効成分とする強制経口投与剤が承認されることに伴い、当該動物用医薬品の使用対象動物、用法及び用量並びに使用禁止期間を定めるため使用規制省令の一部改正を行った。

2. 施行期日

平成20年9月8日

3. 参考

対象となる承認される医薬品は以下のとおりです。

○牛用バイコックス（バイエル薬品株式会社）

【有効成分】トルトラズリル

【効能・効果】牛：*Eimeria* 属原虫によるコクシジウム病の発症防止

○豚用バイコックス（バイエル薬品株式会社）

【有効成分】トルトラズリル

【効能・効果】豚：*Isospora suis* によるコクシジウム病の発症防止

○農林水産省令第五十九号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年九月八日

農林水産大臣 太田 誠一

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和五十五年農林水産省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一トリブロムサランを有効成分とする強制経口投与剤の項の次に次のように加える。

トルトラズリルを有効成分とする強制経口投与剤	牛（生後3月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり15mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前59日間
------------------------	-------------------	--------------------------------------	--------------------

	豚（生後7日を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前57日間
--	-------------------	--------------------------------------	--------------------

附 則

この省令は、公布の日から施行する。